

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月19日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号

氏名 独立行政法人労働者健康安全機構
関西労災病院 院長 林 紀夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (06) 6416-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院
--------	------------------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
---------	-------------------

計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
------	---------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	7311 医療業
--------	----------

②事業の規模	病床数642床
--------	---------

③従業員数	1,291人 (令和6年6月1日現在)
-------	---------------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり
---------------------	---------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	1630.6 t	3.15 t
	（これまでに実施した取組） 院内感染防止の為に、ディスポ製品の使用が増加傾向にあるが、医療事故防止、感染防止に支障がないように努めてきた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	1600 t	3 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も院内感染防止の為に、ディスポ製品の使用増加、廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防止、感染防止に支障がないように抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染予防については、感染対策委員会で、毎月検討している。感染物を入れる容器の前に色分けした分別表を掲示するなどして、適正な処理を徹底している。また、新規採用者に対して、オリエンテーションを実施し、廃棄物の分別処理教育を徹底している。 なお、廃棄物の容器は、医療現場で必ず蓋をすることにより、清掃業者が、廃棄物の収集・運搬時に感染しないように予防し、清掃業者に絶対に蓋を開けないように指導を徹底している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 当面は、問題なく処理出来ている為、現状どおりに分別するが、随時感染対策委員会で見直しを検討する。また、職員教育も現在随時行っているが、さらに積極的に充実させていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	1630.6 t	3.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1630.6 t	3.15 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	893.06 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	737.54 t	3.15 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の積み残しがないよう、運搬車の増便、大型の運搬車の依頼をする等、運搬業者との調整を行った。		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	1600 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1600 t	3 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	1100 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	500 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) 現在、委託処理業者が適切に処理をしているか、現場にて確認をしているが、これからも行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,633.75	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和 2 年度より電子マニフェストに移行		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程

別紙1

管理項目		処理の概要
分別		廃棄物分別表のとおり
梱包		プラスチック容器(液状又はでい状物、固形状物、鋭利なもの)
表示		プラスチック容器(バイオハザードマーク:黄色)
施設内中間処理		中間処理方法:血液が付着した鋭利なもの(高圧蒸気滅菌)
委託処理等	院内の清掃	(株)加藤均総合事務所
	収集・運搬	(株)大栄環境
	中間処理	(株)大栄環境 (株)DINS関西
	最終処分	(株)大栄環境 三重中央環境(株)

(令和4年4月1日改正)

別紙2

